

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

厚生年金関係

7 件

大分厚生年金 事案 1043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 26 日から 42 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務したが、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間については脱退手当金を受給したとされている。

しかし、脱退手当金の受給手続きをした覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和42年6月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1044

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 11 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社（現在は、B社）のC寮に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本店本部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性のうち、申立人が同資格を喪失した昭和 42 年 9 月 1 日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の支給要件を満たしていた 22 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 人（申立人を含む。）に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、そのうちの 12 人が当該事業所に係る同資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、複数の者が、脱退手当金制度については会社からの説明があったと思う旨供述していることから、申立人についても事業主による代理請求の関与がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社本店本部に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 11 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 28 年 11 月 10 日から 31 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 31 年 3 月 21 日から 34 年 1 月 21 日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、私が申立期間③において勤務していたA事業所を退職した後、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性のうち、申立人が同資格を喪失した昭和 34 年 1 月 21 日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の支給要件を満たしていた 51 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、43 人（申立人を含む。）に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、41 人が当該事業所に係る同資格喪失日からおおむね 6 か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同日である者が複数確認できるほか、申立人は婚姻を理由として当該事業所を退職した旨主張しているところ、支給記録がある同僚の一人が、「少なくとも結婚退職者については、会社が脱退手当金の手続をしてくれたと思う。」と供述していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、社会保険庁が、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金を

裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「回答済 34. 2. 24」の押印が確認できる上、申立人に係る前述の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和34年5月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1046 (事案 500 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 15 日から同年 11 月 24 日まで

私は、A社(現在は、B社)C工場に昭和17年から20年11月23日まで勤務していたが、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は同年9月15日までとされているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正を認められなかった。

今回、新たに、A社C工場を退職した後に私と一緒に帰郷した妹が、帰郷した時期についての記憶を記載した文書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 複数の同僚に照会した結果、申立人が、申立期間においてA社C工場に勤務していたことを確認できる供述が得られなかったこと、ii) B社C工場が保管する人事記録によると、申立人は昭和20年9月15日付けでA社C工場を退職していることが確認できること、iii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)により確認できる当該事業所における申立人の資格喪失日はオンライン記録と一致していること、iv) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所の多くの女性従業員が同年9月15日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年5月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、申立人がA社C工場を退職した後に一緒に帰郷したとする申立人の妹の証言を記載した文書を提出しているが、当該文書の記載内容から判断すると、申立人が昭和20年11月に帰郷した可能性はうかがえるものの、申立人が同年11月23日まで継続して当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたとまでは推認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 26 日から 38 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していたが、当該事業所を退職した際、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いのに、社会保険庁（当時）の記録では受給したとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性のうち、申立人が同資格を喪失した昭和 38 年 2 月 1 日の前後おおむね 2 年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の支給要件を満たしていた 59 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、31 人（申立人を含む。）に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、そのうちの 27 人が当該事業所に係る同資格喪失日からおおむね 6 か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同日である者が複数確認できるほか、支給記録がある同僚の一人が、「退職時に会社から脱退手当金の説明を受け、会社を通じて請求した。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求の関与がうかがえる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 4 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1048

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月頃から 60 年 2 月頃まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、A社は、昭和 61 年 10 月 1 日にB社に商号変更していることが確認できるところ、雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間の一部を含む 56 年 8 月 26 日から 58 年 7 月 25 日までの期間及び同年 11 月 26 日から平成 4 年 6 月 18 日までの期間において、A社又はB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿並びにオンライン記録によると、A社は昭和 46 年 10 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、B社は 60 年 4 月 1 日に初めて適用事業所となっていることから、申立期間は両社共に適用事業所ではない期間であるほか、46 年 10 月 30 日から 60 年 4 月 1 日までの期間において、A社又はB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は見当たらない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時に社会保険事務を担当していたとする者は、「元々、社員全員を厚生年金保険に加入させていたが、会社都合により厚生年金保険への加入をやめることとし、その時点で勤務していた社員については国民年金及び国民健康保険に加入させた。」と供述している上、同社が適用事業所に該当しなくなった昭和 46 年 10 月 30 日以後に勤務し始めたとする複数の同僚が、B社が適用事業所となる 60 年 4 月 1 日までの期間においては、同社に厚生年金保険の適用が無か

ったので国民年金に加入していた旨述べているところ、オンライン記録により、当該複数の同僚がA社又はB社に勤務していたとする期間のうち、同年4月1日以前の期間においては、いずれも国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人の戸籍の附票等から判断すると、申立人は、少なくとも申立期間の一部においてはC区に居住していたと考えられるところ、同区の回答により、申立期間の一部を含む昭和59年7月1日から60年4月2日までの期間においては国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、両社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月23日から59年11月23日まで
私は、昭和58年11月23日から59年11月22日までの期間において、A事業所（現在は、B社）に勤務した。当該事業所を退職する際、当該事業所が事務を委託していた社会保険労務士の指示に従い、当該事業所から交付された出勤簿の写し及び1年分の社会保険料を、当該社会保険労務士に渡したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の出勤簿の写し（事業所名は、未記載）、雇用保険の加入記録及びB社の回答により、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたものと認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できない上、商業登記簿謄本によると、平成4年3月10日にA社（代表取締役は、申立人がA事業所の事業主であったとする者。平成8年5月15日にB社に商号変更）が設立されたことが確認できるところ、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、同社は、4年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認でき、同日以前に同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は見当たらない。

また、B社は、「申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格に関する届出を社会保険事務所（当時）に行っていないと思われる。厚生年金保険料も控除していないと思われる。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人がA事業所を退職する際に「1年分の社会保険料」等を渡したとする社会保険労務士については、申立人はその氏名を覚えておらず、B社に照会してもその氏名等が不明であることから、当該社会保険労務士に事情を確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。